

仕 様 書

(桜井市庁舎等消防用設備等点検業務委託)

1. 業務内容

消防設備の機能確認のため、消防設備点検の資格を有する技術員を派遣し、消防法施行規則第31条の6に定める点検を実施する。

2. 点検する施設

市庁舎（本庁舎・分庁舎・西分庁舎・北倉庫・南倉庫・ごみ置き場）、喫煙スペース

3. 業務委託期間

契約の日より令和9年3月31日までとする。

4. 点検の立ち会い

点検の実施にあたっては、防火管理者の立ち会いを得ること。

5. 点検時期及び点検結果報告書の提出

①点検時期

8月、2月の年2回（日程については管財契約課と調整を行い、指示がある場合はそれに従うこと。なお、機器点検については、土日祝に行うこと。）

ただし、8月の点検においては消防庁告示による総合点検とし、消防設備のホース耐圧試験を行うこと。

②点検基準及び点検結果報告書の提出

消防庁告示に基づく点検基準及び点検票様式によるものとし、点検結果報告書は2部（桜井消防署提出用、管財契約課提出用）提出すること。

③故障、欠陥等については、随時報告すること。

6. その他

①点検の実施にあたっては、消防設備士の資格を有する書面と、所属会社の社員であることを示す書面を管財契約課に提出すること。

②点検に際しては、各施設の業務に支障のないよう留意すること。

③委託料の支払いは、受託者が各定期点検終了後、管財契約課に報告書を提出し、確認を受けた後に委託料を支払う（2回払い）。

④別紙消防用設備一覧表の記載事項を確認のうえ、訂正箇所があれば管財契約課へ連絡すること。

(別紙)

桜井市庁舎等消防用設備等一覧表

施設名	所在地
市庁舎 (本庁舎・分庁舎・西分庁舎・北倉庫・南倉庫・ごみ置場)	桜井市大字 粟殿432-1
喫煙スペース	桜井市大字 粟殿202

	本庁舎	分庁舎	西分庁舎	北倉庫 南倉庫 ごみ置場	喫煙 スペース
消火器 ABC粉末10型	64	4	2	6	1
消火器 ABC粉末50型	1	—	—	—	—
消火器 二酸化炭素5型	2	—	—	—	—
屋内消火栓 (広範囲型2号消火栓)	14	—	—	—	—
N2 消火設備パッケージタイプ3本型	1式	—	—	—	—
受信機 壁掛型GR型	1	—	—	—	—
受信機 壁掛型P型1級	—	—	1	—	—
副表示器	1	—	—	—	—
感知器 光電式アナログ	62	—	—	—	—
感知器 熱アナログ	64	—	—	—	—
感知器 差動式 スポット型	162	—	10	18	—
感知器 定温式 スポット型	1	3	—	—	1
感知器 光電式 スポット型	—	25	—	—	—
感知器 煙式 スポット型 光電式 非蓄積	—	—	2	—	—
地区音響装置	—	—	—	—	—
発信機	14	—	1	2	—
非常警報機	—	—	—	—	—
非常警報設備 (放送設備)	1式	1(任意設置)	—	1(任意設置)	—
避難器具	3	—	—	—	—

金属製折りたたみ式 避難 はしご					
避難器具 垂直降下式 救 助袋	1	—		—	—
誘導灯 BH-BL 型 (20B 形)	—	—		—	—
誘導灯 避難口誘導灯 B 級 BL 形	32			2	—
誘導灯 通路誘導灯 B 級 BL 形	16	2		—	—
誘導灯 避難口誘導灯 C 級		4	2		
誘導灯 通路誘導灯 C 級		1	2		
階段通路誘導灯	16	1		—	—
誘導灯信号装置	1			—	—
非常電源 (蓄電池設備) (誘導灯設備)	1 式	1 式	1 式	—	—
配線点検 (上記の設備に係 るもの)	1 式	1 式	1 式	—	—
非常放送設備 アンプ	1	—			
遠隔操作器	1	—			
スピーカーATT 付	73	4	7		
スピーカーATT 無し	70	12	1	1	—
天井露出スピーカー	2	—		—	—
壁掛スピーカー	20	—		10	—

※ この一覧表は、設備の概要を示すものですので、現場の状況に応じ、本書に記載のない事項についても、委託金額の範囲内で点検を実施してください。